

許認可等に関する公文書の保存期間

		公文書の類型	保存期間
国 (ガイドライン)	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯		許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年
	行政手続法第2条第4号の不利益処分に関する重要な経緯		5年
島根県	許認可等の行政処分をするための決裁文書その他許認可等の行政処分に至る過程が記録された文書 (その効果が存続する期間が1年以下である許認可等の行政処分に関するものを除く。)	その効果が10年を超えて存続する許認可等の行政処分に関するもの	30年
		その効果が5年を超え10年以下存続する許認可等の行政処分に関するもの	10年
		その効果が3年を超え5年以下存続する許認可等の行政処分に関するもの	5年
		その効果が1年を超え3年以下存続する許認可等の行政処分に関するもの	3年
熊本県	許可、認可、免許、承認等の行政処分の決定及びその経緯		許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年。ただし、軽微な変更に関するものは、5年とする。
	不利益処分の決定及びその経緯		5年
鳥取県	1 許可、認可、決定、指定等でその有効期間が5年を超えるもの若しくは期間の定めがないものの決定及びその経緯に関する文書等5年を超えて利用することが見込まれる文書 2 相手方の権利義務に関わる命令又は不利益な処分の決定及びその経緯に関する文書 3 行政代執行の決定及びその経緯に関する文書		30年
	1 許可、認可、決定、指定等でその有効期間が5年を超えないものの決定及びその経緯に関する文書等5年を超えて利用することが見込まれない文書 2 税の徴収に係る財産調査又は滞納処分に関する文書		5年
香川県	許可、認可、免許、承認、認定等の行政処分に係る行政文書で特に重要なもの		30年
	許可、認可、免許、承認、認定等の行政処分に係る行政文書で重要なもの		10年
	許可、認可、免許、承認、認定等の行政処分に係る行政文書		5年
東京都	行政処分等に関するもの	10年を超える有効期間の許認可等の特に重要な行政処分等に関するもの	30年
		5年を超え、10年以下の有効期間の許認可等の重要な行政処分等に関するもの	10年
		3年を超え、5年以下の有効期間の許認可等の行政処分等に関するもの	5年
		3年以下の有効期間の許認可等の行政処分等に関するもの	3年
愛媛県	法律関係が10年を超える許可、認可、免許、承認その他の行政処分に関する文書		長期(10年を超える期間)
	法律関係が5年を超え10年以下となる許可、認可、免許、承認その他の行政処分に関する文書		10年

許認可等に関する公文書の保存期間

		公文書の類型	保存期間
	法律関係が3年を超え5年以下となる許可、認可、免許、承認その他の行政処分に関する文書		5年
	法律関係が1年を超え3年以下となる許可、認可、免許、承認その他の行政処分に関する文書		3年
山形県	許可、認可、命令等の行政処分の決定に関するもので重要なものに関する公文書		30年
	許可、認可、命令等の行政処分の決定に関する公文書		5年
	許可、認可、命令等の行政処分に関する公文書		3年
滋賀県	許可等の行政処分およびその経緯		許可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年
	命令その他の不利益処分に関する事項		5年
高知県	認可、許可、免許、登録及び認定に関するもの	特に重要なもの	30年（当該認可等の効力が消滅する日に係る特定日を起算日とする。）
		重要なもの	10年（当該認可等の効力が消滅する日に係る特定日を起算日とする。）
		その他	5年（当該認可等の効力が消滅する日に係る特定日を起算日とする。）
		その他のうち軽易なもの	1年（当該認可等の効力が消滅する日に係る特定日を起算日とする。）
兵庫県	許認可等に関する事務		許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年
	不利益処分に関する事務		5年
新潟県	法律関係が10年を超える許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する行政文書		30年
	法律関係が5年を超える許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する行政文書		10年
	法律関係が3年を超える許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する行政文書		5年
	許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する行政文書		3年
三重県	許可、認可、免許、登録及び認定に関するもの	特に重要なもの	30年
		重要なもの	10年
		その他	5年
		その他のうち軽易なもの	1年
群馬県	許可、認可等の行政処分の決定に関するもののうち、重要なものに関する公文書		30年
	許可、認可等の行政処分の決定に関する公文書		5年
	許可、認可等の行政処分に関する公文書		3年